

令和元年 6 月 28 日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

民法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 44 号）の施行に関する周知について（依頼）

時下益々ご清祥の段、大慶に存じます。

さて、この度、標記の件につき、日本医師会より、別添のとおり、民法の一部改正に伴い医療機関が留意すべき事項に関して、連絡及び周知依頼がありました。

要旨は、次の通りです。

- 平成 29 年 5 月に「民法の一部を改正する法律（平成 29 年法律第 44 号）」が成立し、一定の範囲に属する不特定の債務を保証する契約であって保証人が法人でないもの（個人根保証契約）は、極度額（上限額）を定めなければその効力を生じないものとされることとなりました。すなわち、その契約は無効となります。これは、保証人が予想を超える過大な責任を負うことがないようにするための改正であり、令和 2 年 4 月 1 日以降に締結される個人根保証契約に適用されます。
- 医療等において、問題となるのは、例えば医療機関に患者が入院し、患者の親族等と医療機関の間で保証契約が締結された際に、その入院費用や院内で事故を起こしたときの賠償等をまとめて保証した場合等、主債務の定め方によっては個人根保証契約に該当することとなる場合があることから、必要に応じ、保証契約書のひな形の改訂等の対応が必要になることです（介護保険施設等においても同様です）。
- 改正法の内容についてご質問がある場合には、法務省民事局参事官室（Tel 03-3580-4111）までお問い合わせいただきたいとのことです。
- 後日、本件に関する Q & A が発出される予定です。

つきましては、貴会におかれましても本件についてご了知いただくとともに、貴会の会員医療機関等への周知につき、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

【担当事務局】

一般社団法人大阪府医師会企画課
〒543-8935 大阪市天王寺区上本町 2-1-22
TEL 06-6763-7021 FAX 06-6764-0267
E-mail:kikaku@po.osaka.med.or.jp